

独立行政法人住宅金融支援機構法施行令及び福島復興再生特別措置法施行令の一部を改正する政令案
要綱

第一 独立行政法人住宅金融支援機構法施行令の一部改正

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）第十三条第一項第一号、第五号及び第六号に規定する住宅の建設等に付随する行為として、住宅の購入に付随する当該住宅の改良等を追加すること。
（第一条関係）

第二 福島復興再生特別措置法施行令の一部改正

福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第三十三条に規定する原子力災害代替建築物の建設又は購入に付随する行為として、原子力災害代替建築物の購入に付随する当該原子力災害代替建築物の改良を追加すること。
（第二条関係）

第三 この政令は、公布の日から施行すること。

（附則関係）